

記録及び事件書類の特別保存の要望について

1 記録及び事件書類の特別保存について

裁判所の記録及び事件書類（以下、併せて「記録等」といいます。）については、保存期間が満了した場合には廃棄する旨定められています（事件記録等保存規程第8条第1項）が、「1項特別保存」と「2項特別保存」に当たる場合には、保存期間満了後も保存しなければならない旨定められています（事件記録等保存規程第9条1項、2項）。

「1項特別保存」とは、「記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第1項）と定められているもので、当該事件に関係する特別の事由により、同事件の当事者や関係者などからの要望に基づいて、特別保存とされるものです。

これに対して、「2項特別保存」とは、「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第2項）と定められているもので、史料又は参考資料となるべき記録等が特別保存とされるものですが、この特別保存についても、一般の方々からの要望を受けることとしています。

2 要望の申出対象事件

特別保存の要望の申出対象は、天津地方裁判所・天津家庭裁判所（支部、出張所及び管内の簡易裁判所を含みます。）に係属していた（いる）事件になります。

3 1項特別保存の要望の申出について

1項特別保存は、例えば、特別保存を求める事件についての再審事件

が現に係属しているといった、当該事件に係る特別の事由により保存期間完了後も保存に付すよう要望の申出があった場合に、これを受けて、裁判所が1項特別保存に付すかどうかを決めます。

(1) 1項特別保存に付すべき事件の例

ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件

イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

ウ その他の関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

(2) 要望の申出の受付期間

事務手続の都合上、要望の申出は、要望の申出をしようとする事件の保存期間が満了する日が属する年の9月末日までに行っていただきますよう御協力をお願いします。

(3) 要望の申出方法

1項特別保存の要望の申出は、別添1の1項特別保存要望書に所定の事項を記入して提出してください。

要望の申出をする事件の記載は、その事件に係属していた裁判所の事件番号（年度、符号、番号）を記入してください（**大津地方裁判所・大津家庭裁判所（支部、出張所及び管内の簡易裁判所を含みます。）**に係属していた事件以外についての要望は、受け付けておりませんので御注意ください。）。

事件番号が不明な場合は、事件に関する情報欄に、判決があった日付、

当事者名，事件名等の事件の特定に必要な情報を記載して事件を特定してください。事件の特定ができない場合は，特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

1項特別保存要望書は，事件記録を保存する裁判所宛てに，持参，郵送，ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお，大津地方裁判所本庁，大津家庭裁判所本庁の連絡先は下記のとおりです。支部，出張所及び管内の簡易裁判所の連絡先は，「管内の裁判所の所在地」を御参照ください。

記

大津地方裁判所民事訟廷記録係

(郵便番号 520-0044)

滋賀県大津市京町3丁目1番2号

FAX 077-523-2536

大津家庭裁判所訟廷記録係

(郵便番号 520-0044)

滋賀県大津市京町3丁目1番2号

FAX 077-522-4386

4 2項特別保存の要望の申出について

2項特別保存は，史料又は参考資料となるべき記録等について，保存期間満了後も特別に保存をするものです。

裁判所が，一般の方々からの要望の有無にかかわらず，2項特別保存に付すものもありますが，要望の申出があった場合に，これを受けて，2項特別保存に付すことを決めるものもあります。

(1) 2項特別保存に付すべき事件の例

- ア 重要な憲法判断が示された事件
- イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件
- ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件
- エ 世相を反映した事件で史料的価値の高い事件
- オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件
- カ 調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 要望の有無にかかわらず2項特別保存に付す事件

- ア 「最高裁判所判例集」又は「最高裁判所裁判集」に判決等が掲載された事件
- イ 当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」、「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」、「訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された」ものに該当するとして申出があった事件
- ウ 終局日（決定告知日）の翌々日までに、主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件

(3) 要望の申出の受付期間

（前記3の(2)と同じ）

(4) 要望の申出方法

2項特別保存の要望の申出は、別添2の2項特別保存要望書に所定の事項を記入して提出してください。

ア 要望の申出をする事件の特定

事件番号が判明している場合には、その事件が係属していた裁判

所の事件番号（年度，符号，番号）を記入してください（大津地方裁判所・大津家庭裁判所（支部，出張所及び管内の簡易裁判所を含みます。）に係属していた事件以外についての要望は，受け付けておりませんので御注意ください。）。

事件番号が判明していない場合には，事件に関する情報欄に，次の記載例のように判決があった日付，当事者名，事件名等の事件の特定に必要な情報を記載して事件を特定してください。事件の特定ができない場合は，特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

（記載例）

㊦ ○年○月○日に判決があった。原告○○，被告○○の損害賠償事件

㊧ ○年○月○日の○○新聞朝刊に掲載された被告○○に対する（○○被害に関する）損害賠償事件

イ 要望の理由

2項特別保存の要望の申出のあった事件については，特別保存委員会が，要望の理由などを検討した上で，2項特別保存に付すことの可否についての意見を具申し，大津地方裁判所・大津家庭裁判所において，この意見を踏まえて，2項特別保存に付すかどうかを決めます。

ウ 要望の申出先等

2項特別保存の要望書は，大津地方裁判所（支部及び管内の簡易裁判所を含みます。）の事件については，下記の大津地方裁判所民事訟廷記録係宛てに，大津家庭裁判所（支部及び出張所を含みます。）の事件については，下記の大津家庭裁判所訟廷記録係宛てに，持参，郵送，ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

記

大津地方裁判所民事訟廷記録係

(郵便番号 520-0044)

滋賀県大津市京町3丁目1番2号

FAX 077-523-2536

大津家庭裁判所訟廷記録係

(郵便番号 520-0044)

滋賀県大津市京町3丁目1番2号

FAX 077-522-4386

5 要望に関する照会

要望の結果など特別保存に関する照会については、大津地方裁判所(支部及び管内の簡易裁判所を含みます。)の事件については、下記の大津地方裁判所民事訟廷記録係宛てに、大津家庭裁判所(支部及び出張所を含みます。)の事件については、下記の大津家庭裁判所訟廷記録係宛てにお問い合わせください。

記

大津地方裁判所民事訟廷記録係

電話 077-503-8144

FAX 077-523-2536

大津家庭裁判所訟廷記録係

電話 077-503-8151

FAX 077-522-4386

1 項 特 別 保 存 要 望 書

令和 年 月 日

- 大津地方裁判所 大津家庭裁判所
大津地方裁判所彦根支部 大津地方裁判所長浜支部
大津家庭裁判所彦根支部 大津家庭裁判所長浜支部
大津家庭裁判所高島出張所
大津簡易裁判所 彦根簡易裁判所
長浜簡易裁判所 高島簡易裁判所
甲賀簡易裁判所 東近江簡易裁判所

御中

住 所
職 業
氏 名
電話番号

印

下記記録(事件書類)の1項特別保存を要望します。

対象事件の表示	<input type="checkbox"/> 大津地方裁判所 <input type="checkbox"/> 大津地方裁判所彦根支部 <input type="checkbox"/> 大津地方裁判所長浜支部 <input type="checkbox"/> 大津家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 大津家庭裁判所彦根支部 <input type="checkbox"/> 大津家庭裁判所長浜支部 <input type="checkbox"/> 大津家庭裁判所高島出張所 <input type="checkbox"/> 大津簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 彦根簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 長浜簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 高島簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 甲賀簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 東近江簡易裁判所 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> 【事件に関する情報】
保存の対象	記録の <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 / 事件書類 (名称:) (一部の場合には以下にその範囲を記載してください。)
特別保存の理由	規程9条1項 (該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。) ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。 イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年()第 号), 又は係属することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年()第 号), 又は係属することが予想される。 エ その他 【理由の概要】 (上記ア～エのいずれの場合も記載してください。)
備 考	

2 項 特 別 保 存 要 望 書

令和 年 月 日

大津地方裁判所

大津家庭裁判所 御中

住 所

職 業

氏 名

電話番号

(- -)

印

下記記録(事件書類)の2項特別保存を要望します。

対象事件の
表示

大津地方裁判所

大津地方裁判所彦根支部 大津地方裁判所長浜支部

大津家庭裁判所

大津家庭裁判所彦根支部 大津家庭裁判所長浜支部

大津家庭裁判所高島出張所

大津簡易裁判所 彦根簡易裁判所

長浜簡易裁判所 高島簡易裁判所

甲賀簡易裁判所 東近江簡易裁判所

令和

平成 年()第 号

【事件に関する情報】

保存の対象

記録の 全部 ・ 一部 / 事件書類(名称:)
(一部の場合には以下にその範囲を記載してください。)

特別保存の
理由

規程9条2項(該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。)

ア 重要な憲法判断が示された。

イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。

エ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。

オ 全国的に社会の耳目を集めた 又は 当該地方において特殊な意義を有する。

カ 調査研究の重要な参考資料となる。

キ その他

【理由の概要】(上記ア~キのいずれの場合も記載してください。)

備 考